

# 青森県立中央病院実習等取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、青森県立中央病院（以下「病院」という。）において医療に関する実習及び研修（以下「実習等」という。）を行う実習生及び研修生（以下「実習生等」という。）の受入れに必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「実習生」とは、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等医療従事者の養成を目的とする学校又は養成所等（以下「養成所等」という。）に在学する学生等で、病院において実習することを青森県立中央病院長（以下「病院長」という。）が許可した者をいう。

2 この要綱において「研修生」とは、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、救急救命士等の免許を有する者で、病院において研修することを病院長が許可した者をいう。ただし、救急救命士については、就業前及び再教育としての研修に限る。

## (申請)

第3条 病院で実習等を受けようとするときは、養成所等及び雇用機関の長は、申請書（第1号様式）に実習等をさせる者の名簿を添え、病院長に申請するものとする。

2 個人で実習等の許可を受けようとする者は、申請書（第2号様式）に、履歴書及び所属する機関の長の推薦書等を添え、病院長に申請するものとする。

3 前2項の申請は、実習等開始予定日の1か月前までに行うものとする。

## (許可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、かつ病院の診療業務に支障がないと認めたときは、期間を定めてその受入れを許可するものとする。

## (受入期間)

第5条 実習生等の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、年度を越えて受入れすることはできない。

(受入期間の更新)

第6条 養成所等及び雇用機関が実習等受入期間の更新を希望する場合は、実習等の期間満了日の1か月前までに実習(研修)期間更新申請書(第3号様式)に期間更新理由書を添えて病院長に申請するものとする。

2 個人で実習等の許可を受けている者が実習等受入期間の更新を希望する場合は、実習等の期間満了日の1か月前までに期間更新理由書及び所属する機関の長の期間更新同意書を添えて病院長に申請するものとする。

3 病院長は、前2項の申請があった場合において、病院の診療業務に支障がないと認めるときは、期間を定めて受入期間の更新を許可するものとする。

(実習等指導者)

第7条 病院は、実習生等に対する指導助言を行わせるため、実習等指導者を置く。

2 実習等指導者は、病院長が選任する。

(実習等の実施)

第8条 実習生等は、実習等指導者の指導の下に実習等を行うものとする。

(損害賠償等)

第9条 実習等において発生した事故等については、次により取り扱うものとする。

(1) 実習生等の故意又は過失により医療過誤を生じせしめた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより、実習生等が損害賠償等の責任を負うものとする。

(2) 実習生等の故意又は過失によらず病院の施設、設備等により、実習生等に事故等が生じた場合は、法令の定めるところにより、病院が損害賠償等の責任を負うものとする。

(3) 実習生等の故意又は過失により実習生に生じた事故等については、病院は責任を負わないものとする。

(遵守事項等)

第10条 実習生等は、病院における諸規則を遵守し、実習において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(許可の取消)

第11条 実習生等が前条の規定に違反した場合又は実習生等とし

てふさわしくない行為を行った場合は、病院長は実習等の許可を取り消すものとする。

(実習等を行う時間)

第12条 実習等を行う時間は、原則として平日の8時15分から17時00分までとする。

(実習料等)

第13条 実習等に要する実習料及び研修料並びにその納付方法等については、病院長が別に定める。

(事務)

第14条 実習生等の受入れに関する事務は、病院局運営部総務課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実習生等の受入れに関して必要な事項は、病院長が定める。

附 則 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 細 則

青森県立中央病院実習等取扱要綱（以下「要綱」という。）第 13 条に基づく実習料等は、次によるものとする。

（実習料及び研修料）

第 1

1 人 日額 1,500 円（税込）

ただし、養成所等で定められた実習料及び研修料の額があり、上記金額を上回っている場合においては、養成所等及び雇用機関において定められた実習料及び研修料の額の納入を受けることができるものとする。

なお、要綱第 12 条で定める実習等を行う時間以外に実習等を行う必要がある場合は、7 時間 45 分をもって 1 日と換算する。

（算出方法）

第 2

上記の金額に、1 実習等の期間における延べ実習生等人数を乗じて算出する。

（納付方法）

第 3

銀行振込とする。

附 則 この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

青森県立中央病院長 殿

所属機関名

住 所

代表者氏名

印

実習（研修）許可申請書

下記により、貴病院での実習（研修）を許可して下さるようお願いいたします。

なお、受入れを許可された場合は、貴病院の実習等取扱要綱その他諸規則を遵守し、実習（研修）指導者の指示に従うことを誓約します。

記

1 実習（研修）生氏名

2 実習（研修）事項

3 実習（研修）目的

4 実習（研修）診療科等

5 実習（研修）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

青森県立中央病院長 殿

申 請 者  
住 所  
氏 名 印

実習（研修）許可申請書

下記により、貴病院で実習（研修）を受けたいので、受入れを許可して下さるよう関係書類を添えてお願いします。

なお、受入れを許可された場合は、貴病院の実習等取扱要綱その他諸規則を遵守し、実習（研修）指導者の指示に従うことを誓約します。

記

1 実習（研修）事項

2 実習（研修）目的

3 実習（研修）診療科等

4 実習（研修）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

青森県立中央病院長 殿

申請者  
住 所  
氏 名 印

実習（研修）期間更新申請書

下記により、貴病院での実習（研修）期間を更新したいので、許可して下さるようお願いいたします。

なお、実習（研修）更新期間の更新を許可された場合は、貴病院の実習等取扱要綱その他諸規則を遵守し、実習（研修）指導者の指示に従うことを誓約します。

記

1 実習（研修）生氏名

2 実習（研修）事項

3 実習（研修）更新期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（更新前： 年 月 日 ～ 年 月 日）

4 更新理由